

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について 1

2 所管事項

- (1) 「『平成 26 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に
係る意見」への回答について 3
- (2) 平成 26 年台風第 11 号による被害への対応状況について 5
- (3) 県土整備部における地域強靱化に向けた防災・減災対策に
かかる新たな展開について 7
- (4) 予定価格について 13
- (5) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について 17
- (6) 審議会等の審議状況について 27

<別冊>

- (資料 1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成 25 年度）
及び全期間評価

平成 26 年 10 月 6 日

県 土 整 備 部

議案第 148 号 三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

ひとり親家庭に対する支援施策の充実を図ることを目的とした「母子及び寡婦福祉法」の一部改正に鑑み、知事が割当をした県営住宅に優先的に入居することができる者についての規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 「母子及び寡婦福祉法」の改正内容（県営住宅条例関係箇所）

- ・ 題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。
- ・ 父子家庭への福祉の措置に関する章が創設され、父子家庭についても、公営住宅の供給を行う場合には特別の配慮をしなければならないとする規定が設けられました。（努力義務規定）
- ・ 平成 26 年 10 月 1 日から施行

(2) 県営住宅条例の改正内容

ひとり親家庭に対する支援を充実するため、

- ・ 現 行 20 歳未満の子を扶養している寡婦
- ・ 改正案 20 歳未満の子を扶養している配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者

に改正します。

3 条例施行期日

公布の日から施行

4 新制度の適用スケジュール

平成 27 年 1 月入居の募集から適用します。

平成 26 年 9 月 17 日～	県ホームページ及びチラシによる 改正（予定）内容の周知
10 月 3 日～10 月 31 日	入居募集期間
11 月上旬	抽選
12 月中旬	入居決定
1 月 1 日	入居

○三重県営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(入居者の決定等) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、令第七条各号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で速やかに県営住宅に入居することを必要としているものについては、前二項の規定にかかわらず、知事が割当をした県営住宅に優先的に選考して入居の決定をすることができる。</p> <p>一 二十歳未満の子を扶養している配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のない者又は老人で知事が定める要件を備えている者</p> <p>二、四 (略)</p> <p>4、6 (略)</p>	<p>(入居者の決定等) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、令第七条各号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で速やかに県営住宅に入居することを必要としているものについては、前二項の規定にかかわらず、知事が割当をした県営住宅に優先的に選考して入居の決定をすることができる。</p> <p>一 二十歳未満の子を扶養している寡婦又は老人で知事が定める要件を備えている者</p> <p>二、四 (略)</p> <p>4、6 (略)</p>

「『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

防災県土整備企業常任委員会

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
112	治山・治水・海岸保全の推進	県土整備部	豊かな生き物が暮らせる川など、川本来の力を生かす治水の研究に取り組みたい。	河川の整備にあたっては、平成9年に河川法が改正され、河川管理者に自然環境に配慮した河川整備を行うことが求められているところです。 三重県では、平成15年度に自然環境に配慮した河川整備の技術的な参考書として「自然に配慮した川づくりの手引き(案)」を策定し、生物に配慮した護岸工法の採用や、新たに設置する堰への魚道の設置など、河川整備を進めるにあたり、河川特性や地域の自然特性をふまえた川づくりを行っており、今後とも、自然環境に配慮しながら事業を推進していきます。

●選択集中プログラム

プログラム番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
緊急課題 解決2	命と地域を支える道づくりプロジェクト	県土整備部	平成33年に本県で国民体育大会が開催されることもあり、整備中の幹線道路等の早期供用に向けた取組を推進されたい。	高規格幹線道路および直轄道路に関して、関係府県や市町等と連携して整備機運を盛り上げ、整備促進に努めるとともに、整備中の道路については早期の供用が図られるよう、提言活動等あらゆる機会をとらえて国等に強く働きかけてまいります。 また、これらと一体となって道路ネットワークを形成する県管理道路等についても、早期の供用が図られるよう、計画的な整備を推進してまいります。

平成26年台風第11号による被害への対応状況について

1 気象概況

三重県では、大型の台風第11号の影響により県内全域に「大雨特別警報」が発表され、特に津市白山や亀山では日降水量が観測史上最大となる記録的な大雨となり、県中部を中心に大きな被害を受けました。

2 台風第11号による公共土木施設の被害箇所数及び被害額状況

(最終被害報告)

建設事務所管内	県管理施設					市町管理施設					県市町計	
	箇所数				被害額 (千円)	箇所数				被害額 (千円)	箇所数	被害額 (千円)
	道路 橋梁	河川	砂防	計		道路 橋梁	河川	下水道	計			
桑名建設事務所												
四日市建設事務所		13		13	698,000		1		1	7,000	14	705,000
鈴鹿建設事務所	4	23		27	575,000	4	3		7	112,200	34	687,200
津建設事務所	15	68	1	84	870,500	45	71	1	117	1,060,800	201	1,931,300
松阪建設事務所	6	13	1	20	149,000	12	22		34	141,600	54	290,600
伊勢建設事務所	1	10	2	13	267,000		11		11	100,200	24	367,200
志摩建設事務所	2	1		3	9,000	1	3		4	12,000	7	21,000
伊賀建設事務所	12	44	1	57	451,800	10	2	1	13	161,500	70	613,300
尾鷲建設事務所												
熊野建設事務所												
計	40	172	5	217	3,020,300	72	113	2	187	1,595,300	404	4,615,600

3 台風第11号による道路の交通規制状況

○ピーク時には、県管理道路68 路線 86 箇所を全面通行止めしました。

雨量規制・冠水等による全面通行止め箇所・・・72箇所

道路崩落・陥没等による全面通行止め箇所・・・14箇所

○崩落土の撤去および路側等の応急工事を行い、路線の通行止めを解除し、現在では2路線2箇所のみが通行止めとなっています。

通行止め路線一覧

(平成26年9月30日現在)

建設事務所名	路線名	場 所	規制原因	規制状況
伊勢建設事務所	度会大宮線	度会郡度会町～大紀町	路肩崩落	全面通行止め
伊賀建設事務所	老ヶ野古田青山線	伊賀市高尾	法面崩落	全面通行止め

4 主な被害の状況と応急対応状況

発災直後から、「地震・津波・風水害等の緊急時における基本(運用)協定」(災害協定)に基づき建設業協会が県内各地で応急工事を行いました。



① 一般国道163号(津市)【路面陥没】



② 片田井戸久居線(津市)【法面崩壊】



③ 垣内川(津市)【護岸決壊】



国土整備部における地域強靱化に向けた防災・減災対策 にかかる新たな展開について

1 背景・現状

(1) 国の動き

国土強靱化基本法が平成 25 年 12 月に成立し、同法で国土強靱化に係る指針と位置付けられた「国土強靱化基本計画」が本年 6 月に閣議決定されました。

「国土強靱化基本計画」では、国土強靱化の理念として、「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である」旨明記されています。

(2) 三重県の現状

- ①南海トラフ地震が発生した場合、本県においても、甚大かつ広域的な人的・物的被害が発生し、県民生活や経済活動に極めて重大な影響が懸念されます。また、本県では紀伊半島大水害や、平成 25 年台風第 18 号による甚大な被害は県民生活に大きな影響を及ぼしました。さらに、近年、全国各地で集中豪雨が頻発しており、8 月には広島市で大規模な土砂災害が発生しました。
- ②これらの状況のもと、南海トラフ地震、集中豪雨、土石流などによる大規模自然災害等の様々な危機を見据えた、地域の強靱化に向けた新たな展開が求められています。

2 課題

本県として地域の強靱化を推進していくにあたり、国土強靱化の理念や、大規模自然災害がいつ起こってもおかしくない状況や過去からの教訓を踏まえ、さらなる防災・減災対策の推進を図っていく必要があります。

3 対応策

平成 27 年度は土砂災害警戒区域の指定など必要な継続取組を加速させ、新たな取組に着手することにより、防災・減災対策の新たな展開を図ります。(9～10 頁参照)

なお、これらの対策については、平成 27 年度策定予定の「三重県国土強靱化地域計画」(仮称)に盛り込んでいきます。

地域強靱化に向けた防災・減災対策の新たな展開

継続取組の加速と、新たな取組に着手！

これまでの主な対策

<地震・津波対策>

●道路啓開対策（基盤整備）

- ・道路構造強化・啓開基地整備
- ・道路啓開マップ作成・通信手段確保
- ・道路啓開訓練の実施

●緊急輸送の確保

- ・橋梁の耐震化
- ・緊急輸送道路整備

●海拔ゼロメートル対策

- ・国直轄河川事業や県海岸整備事業による耐震対策

●堤防対策（脆弱化対策）

- ・海岸堤防(200箇所)
- ・津波浸水区域内の河川堤防(183箇所)

<風水害対策>

●ソフト対策による警戒体制の整備

- ・土砂災害警戒区域の指定
- ・水防情報の発信
- ・浸水想定区域図の作成

●河川堆積土砂の撤去

- ・河川堆積土砂撤去
- ・砂利採取の活用促進

●洪水・高潮対策

- ・河川管理施設の整備
- ・海岸保全施設の整備

国土強靱化基本法成立
本県においても国土強靱化地域計画策定

南海トラフ地震の発生懸念

全国各地で集中豪雨頻発

広島市で大規模な土砂災害発生

今後の方向性と 27 年度の取組

継続取組

<地震・津波対策>

橙字：取組加速

●道路啓開対策（基盤整備の完了と態勢の充実）

- ・道路構造強化、啓開基地整備(H27完了) (継続)

●緊急輸送の確保（孤立解消、津波避難への耐震対策を強化）

- ・緊急輸送道路の落橋防止対策、単柱橋脚の耐震対策 [概ね 27 年度完了] (加速)
- ・緊急輸送道路の整備 (継続)

●海拔ゼロメートル対策の加速（耐震対策の推進）

- ・河川・海岸堤防の耐震対策 (加速)

●堤防対策（「粘り強い構造」を加味した整備の推進）

- ・津波浸水予測区域内の河川堤防の脆弱箇所対策 [H29 迄で 183 箇所] (残 134) (加速)
- ・海岸堤防の耐震対策 (加速)
- ・河川水門等の耐震対策 (加速)

<風水害対策>

●ソフト対策による警戒体制の充実（県民への迅速な情報提供）

- ・土砂災害警戒区域の指定 (加速)
- ・浸水想定区域図の作成による市町支援 (継続)

●河川堆積土砂撤去の推進（市町と共有しながら堆積土砂の撤去を推進）

- ・箇所選定の仕組みによる河川堆積土砂の撤去 (加速)

●洪水・高潮対策の推進（頻発する洪水被害への備えを強化）

- ・河川管理施設の整備 (継続)
- ・海岸保全施設の整備 (継続)

新規取組

緑字：対象拡大
赤字：機能強化

- ・道路啓開訓練における情報伝達の強化 (機能強化)

- ・孤立解消や津波避難に資する橋梁耐震対策 (対象拡大)

- ・河川堤防等の耐震対策 (対象拡大)

- ・ひび割れ等により脆弱化が懸念される海岸堤防の補修 (対象拡大)
- ・地震・津波に対して「粘り強い海岸堤防」とする計画づくり (機能強化)

- ・市町の土砂災害警戒避難体制づくりへの支援 (機能強化)
- ・水防情報システムの基幹機器の更新 (対象拡大)

- ・砂利採取のさらなる活用促進 (対象拡大)

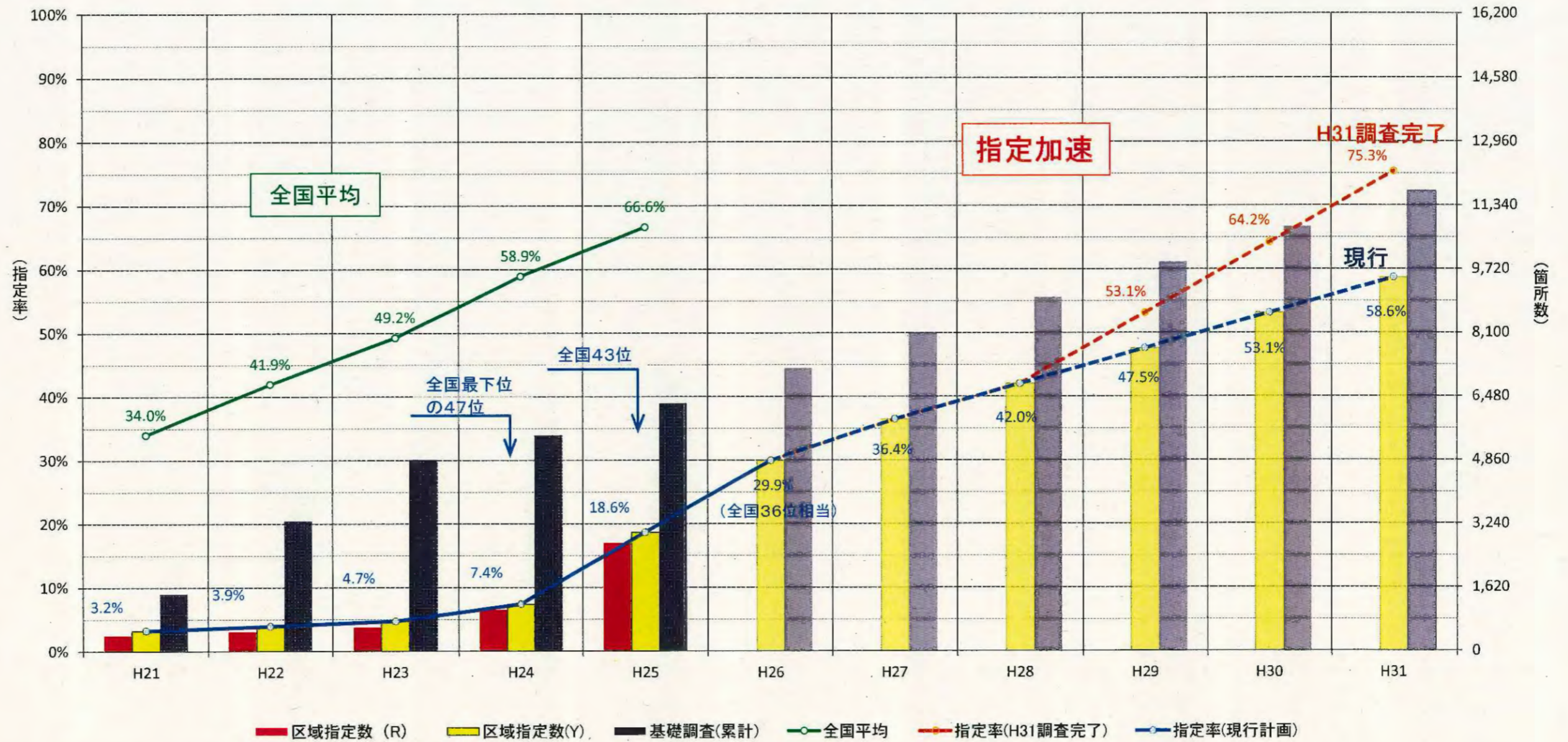
- ・被災隣接箇所の補強 (対象拡大)
- ・津波浸水予測区域外の河川施設の脆弱箇所対策 (対象拡大)

地域強靱化に向けた防災・減災対策の新たな展開

土砂災害警戒区域の指定

近年多発する土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域の危険周知、市町が行う警戒避難体制の整備促進に向けて、土砂災害警戒区域の指定を加速させる

土砂災害警戒区域の指定箇所等の推移



これまでの実績		H21	H22	H23	H24	H25	H26
土砂災害警戒区域(イエロー)指定	指定数	429	105	131	469	1,827	1,825
	指定数(累計)	521	626	757	1,193	3,020	4,845
	指定率	3.2%	3.9%	4.7%	7.4%	18.6%	29.9%
基礎調査	実施数	354	1,851	1,564	618	812	900
	(累計)	1,458	3,309	4,873	5,491	6,303	7,203
事業費	(単位:千円)	105,000	420,000	420,000	210,000	251,100	270,000

平成31年度
調査完了目標

予定価格について

大型の公共建築物工事を中心に、予定価格が実勢価格と乖離していることなどを原因として入札不調・不落が発生しており、全国的な課題となっています。このため、実勢を踏まえた適切な予定価格の設定を行う必要があります。

また、県土整備部発注工事の現在の入札状況は、低入札調査基準価格又は最低制限価格近傍に応札が集中したり、くじ引きによる落札者の決定が発注件数の約半数となっています。この状況を改善する方策の一つとして、予定価格の事後公表が提案されていることから、その影響や効果を検証するため事後公表を試行します。

1 適切な予定価格の設定

(1) 単価設定の現状

予定価格は、三重県会計規則において、取引の実勢価格等を考慮して適正に定めるものとされており、予定価格の設定に必要な労務単価及び資材単価を次のように定めています。

① 労務単価

農林水産省及び国土交通省が、国・都道府県・政令指定市等発注の公共工事に従事する建設労働者の賃金支払い実績調査に基づき毎年度4月に設定した労務単価を、県の労務単価として定めています。

② 資材単価

積算の透明性や効率性のため、約2万種類の資材について、取引の実勢価格調査に基づき県の資材単価として4月、11月に設定し、公表しています。

そのうち、生コンクリート、骨材類などの主要資材(9品目)については、価格動向を毎月監視し、大幅な単価変動(5%~10%)があった場合には、臨時に単価改訂(特別改訂)を実施しています。

(2) 課題

県の生コンクリートや骨材類などの資材単価については、地域の実態に応じたものとするため、県内20数地区に分けて設定し、物価調査機関が公表している県内主要都市における変動結果を確認のうえ、地区別に実勢価格調査を行っているところです。

このため、物価調査機関が実施する主要都市における実態調査から県の単価設定までに2ヵ月を要しています。

(3) 今後の対応方針

予定価格の設定に影響が大きい資材である生コンクリートについては、物価調査機関からの主要都市の価格動向の情報を基に、実勢価格調査を開始することにより、単価設定までの期間を1ヵ月短縮します。

また、スライド条項を運用することにより、契約後に資材単価や労務単価が高騰するなどの変動があった場合には、適切に請負代金額を変更していきます。

2 予定価格の事後公表（試行）

(1) 現状

三重県では、予定価格を探ろうとする者から発注者への不当な圧力や不正行為の防止など入札の公正性を確保する観点で、平成14年6月から「予定価格の事前公表」を実施しています。

地域の建設業は、近年の公共事業を含めた建設投資の減少に伴い受注競争が激化し、公共工事の落札率も低下するなど建設業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況です。

公共工事の入札においては、予定価格の事前公表を行っていることにより

① 適正な工事の見積を行うことなく入札に参加することが可能である

② 工事費の見積が出来ない建設業者が入札に参加している

という声も挙がっており、

③ 低入札調査基準価格又は最低制限価格近傍に応札が集中

④ くじ引きによる落札者の決定が発注件数の約半数となる

などの状況となっています。

(2) 発注者に求められる取組

平成23年に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「適正化指針」という。）において、「予定価格の事前公表を行うことで、低入札調査基準価格又は最低制限価格近傍に応札が集中している、くじ引きによる落札者の決定が発注件数の約半数となるなどの弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする」ことが求められています。

県土整備部では、工事費の見積を適切に行えない建設業者の排除と最低制限価格等近傍での入札ではなく実際の施工に必要な価格による入札となる取組の一つの方策として提案されている予定価格の事後公表について、その影響や効果を検証するため事後公表を試行します。

(3) 国・他県の状況

国は予定価格を事後公表としており、地方公共団体に対しても適正化指針や通知文書により事前公表の取りやめを含む適切な対応を求めています。

全国的に見ても事前公表から事後又は事前・事後併用（試行を含む）へと公表時期を変更している都道府県が増加しています。

- ① 事前公表 26 都府県（H21）→14 都県（H26）
- ② 事前・事後併用 11 県 （H21）→17 府県（H26）
- ③ 事後公表 10 道県 （H21）→16 道県（H26）

近隣6県においても、事後又は事前・事後併用（試行を含む）としている県が多くなっています。

- 事前公表 : 愛知県、奈良県
- 事前・事後併用 : 岐阜県、和歌山県
- 事後公表 : 静岡県、滋賀県

(4) 予定価格の事後公表の試行対象

- ① 試行時期 平成26年10月1日以降
- ② 対象工事
 - ・発注業種 土木一式工事
 - ・予定価格 7千万円以上1億5千万円未満
 - ・落札方式 総合評価方式
- ③ 試行件数 各建設事務所1件程度

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

平成25年度において、県土整備部の公の施設で指定管理者に管理を行わせた施設は次の10施設です。

これらの施設について、指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、平成25年度分の管理状況を報告します。

さらに、平成25年度をもって指定期間が終了した三重県流域下水道施設（1施設）、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（4施設）について、同要綱に基づき、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果（全期間評価）を併せて報告します。

区分	施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間	報告内容	
				H25年度 管理状況	全期間 評価
下水道施設	三重県 流域下水道施設	公益財団法人 三重県下水道公社	H21.4.1~H26.3.31	○	○
県営都市公園	県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園	H25.4.1~H30.3.31	○	
	県営都市公園 鈴鹿青少年の森	三重県森林組合 連合会グループ	H25.4.1~H30.3.31	○	
	県営都市公園 亀山サンシャインパーク	株式会社東産業	H25.4.1~H30.3.31	○	
	県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地	H25.4.1~H30.3.31	○	
	県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島クリエイション 都市開発株式会社	H25.4.1~H30.3.31	○	
県営住宅及び特定公共賃貸住宅	三重県営住宅 ＜北勢ブロック＞	三重県北勢地区 管理事業共同体	H21.4.1~H26.3.31	○	○
	三重県営住宅及び三重県 特定公共賃貸住宅 ＜中勢・伊賀ブロック＞	伊賀南部不動産 事業協同組合	H21.4.1~H26.3.31	○	○
	三重県営住宅及び三重県 特定公共賃貸住宅 ＜南勢ブロック＞	三重県南勢地区 管理事業共同体	H22.4.1~H26.3.31	○	○
	三重県営住宅 ＜東紀州ブロック＞	三重県南勢地区 管理事業共同体	H22.4.1~H26.3.31	○	○

■指定管理者の自己評価の基準

評価項目1の評価:

- 「A」 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価項目2、3の評価:

- 「A」 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 当初の目標を達成している。
- 「C」 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

■県の評価の基準

- 「+」 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」 (空白) 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成25年度分> (概要)

施設の名称	三重県流域下水道施設			県営都市公園 北勢中央公園				
指定管理者の名称	公益財団法人三重県下水道公社			株式会社名阪造園				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道の機械施設及び電気施設の操作に関する業務 流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコートの利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 				
主な成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	目標放流水質 (最大値) 【北部浄化センター】	BOD	8.0mg/l	6.3mg/l	年間公園利用者数	230,000人	224,029人	
		T-N	10.0mg/l	9.7mg/l	年間利用料金収入	8,800,000円	9,307,230円	
	汚泥含水率 【北部浄化センター】		76.0%以下	73.6%				
評価項目と内容	H24		H25		H24		H25	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B				B	
2 施設の利用状況	B		B				B	
3 成果目標及びその実績	B		B				B	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の運転管理を適切に行い、良好な放流水質を確保し、ライフラインとしてのセーフティネットを確保した。 下水道の普及啓発のため、見学者を積極的に受け入れた。 大雨等の異常時を除き、放流水質の成果目標を達成するとともに、汚泥含水率についても成果目標を達成した。 <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も良好な水質を確保するとともに、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減に向けた効果的な点検や適切な維持修繕を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設及び植物の管理を適切に行った。 前年度よりも多くのイベントを開催し、公園の集客に努めた。 年間公園利用者数は成果目標をわずかながら下回ったものの、年間利用料金収入は成果目標を達成した。 <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成25年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 鈴鹿青少年の森			県営都市公園 亀山サンシャインパーク				
指定管理者の名称	三重県森林組合連合会グループ			株式会社東産業				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	260,000人	268,098人	年間公園利用者数	800,000人	742,015人		
評価項目と内容	H24		H25		H24		H25	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	/	/	B	/	/	A	—	
2 施設の利用状況	/	/	B	/	/	B	/	
3 成果目標及びその実績	/	/	B	/	/	C	/	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設及び植物の管理を適切に行った。 積極的にイベントを開催して公園の利用促進を図るとともに、ホームページで施設の利用申込み状況を案内するなど利便性を向上させた。 年間公園利用者数の成果目標を達成した。 <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 来場者や地域住民の意見を積極的に取り入れ、公園施設及び植物の管理を適切に行ったものの、特に優れた実績を上げたとはまでは言えず、「管理業務の実施状況」をマイナス評価とした。 バーベキュー施設利用者が増加するなど成果が見られたことから、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 年間公園利用者数が目標に対し92.8%となり、成果目標を達成できなかったことから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成25年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 大仏山公園			県営都市公園 熊野灘臨海公園				
指定管理者の名称	有限会社太陽緑地			紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコート及びゲートボール場の利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	220,000人	215,235人	年間公園利用者数	720,000人	808,069人		
	年間利用料金収入	5,000,000円	5,073,190円					
評価項目と内容	H24		H25		H24		H25	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		A	-	A	-
2 施設の利用状況	C	+	B		A	-	B	
3 成果目標及びその実績	B	-	B		B		B	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設及び植物の管理を適切に行った。 平日の利用促進策としてのテニス教室の実施や春、秋に開催するイベントの充実など公園の利用促進を図った。 年間公園利用者数は成果目標をわずかながら下回ったものの、年間利用料金収入は成果目標を達成した。 <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設及び植物の管理を適切に行ったものの、特に優れた実績を上げたとは言えず、「管理業務の実施状況」をマイナス評価とした。 年間公園利用者数が平成24年度と比較して減少しているものの、スポーツ施設の利用者が増加したことや平成25年度の成果目標を達成したことから、「施設の利用状況」及び「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園利用者を増やすため、近隣観光施設と連携し積極的に当公園の魅力を情報発信していくことを期待する。 海に面した地域であり、津波対策が喫緊の課題である。関係機関と連携して避難計画を整備するなど安心して利用できる環境づくりが必要である。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成25年度分>(概要)

施設の名称	三重県営住宅(北勢ブロック)			三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(中勢・伊賀ブロック)				
指定管理者の名称	三重県北勢地区管理事業共同体			伊賀南部不動産事業協同組合				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務(県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均4.5回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均8.0回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	H24		H25		H24		H25	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <p>・巡回/パトロールや「御意見はがき」の配布により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p>・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて84.1%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <p>・アンケートにおいて86.4%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。</p>				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <p>・巡回/パトロールや意見箱の設置により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p>・「建物等の点検確認」は目標である毎月2回以上を大幅に上回る月平均8.0回を実施している。また、「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標も達成するとともに、アンケートにおいて84.4%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <p>・アンケートにおいて87.5%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。</p>			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成25年度分> (概要)

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック)			三重県営住宅(東紀州ブロック)-				
指定管理者の 名称	三重県南勢地区管理事業共同体			三重県南勢地区管理事業共同体				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務(県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標 及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回 以上	月平均 3.5回	建物等の点検確認	毎月2回 以上	月平均 3.0回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間 以内	緊急な修 繕等に1時 間以内に 対応	迅速かつ誠実な対応	1時間 以内	緊急な修 繕等に1時 間以内に 対応		
評価項目 と内容	H24		H25		H24		H25	
	指定管理者 の自己評価	県の評価	指定管理者 の自己評価	県の評価	指定管理者 の自己評価	県の評価	指定管理者 の自己評価	県の評価
1 管理業務の 実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用 状況	B		B		A	-	A	-
3 成果目標及 びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な 評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回パトロールや意見箱の設置により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて84.1%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて83.7%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回パトロールや意見箱の設置により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。 ・実績入居率が88.8%となり、平成24年度と比較し入居率が低下しており、また入居率が特に優れた実績を上げたとは言えず、「施設の利用状況」をマイナス評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて94.1%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて97.5%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価> (概要)

施設の名称	三重県流域下水道施設						三重県営住宅<北勢ブロック>					
指定管理者の名称	公益財団法人三重県下水道公社						三重県北勢地区管理事業共同体					
指定の期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日						平成21年4月1日～平成26年3月31日					
評価項目	H21		H22		H23		H21		H22		H23	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	A		A		B		B	+	A		A	
施設の利用状況	A		A		B		B		B		B	
成果目標及びその実績	A		A		B		B	+	A		A	
	H24		H25		/		H24		H25		/	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価			指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		
管理業務の実施状況	B		B				A		A			
施設の利用状況	B		B				B		B			
成果目標及びその実績	B		B		A		A					
指定期間全体の県の総括評価	<ul style="list-style-type: none"> ・基本協定書、業務計画書等に基づき、指定期間中、安定的に処理を実施した。 ・成果目標である放流水質については、法定排水基準を超過することなく運転管理を行った。コスト削減についても、電力使用の節減努力等により、概ね当初目標どおりの削減を実施した。 ・浄化センターの施設見学をはじめとした各種啓発事業を継続的に実施し、下水道に関する知識の普及啓発の取組を行った。 						<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書、指定管理契約に基づき、着実に業務を実施し、成果目標である「建物等の点検確認(毎月2回以上)」及び「迅速かつ誠実な対応(1時間以内)」を全期間を通じて達成した。 ・サービス向上の観点から、毎年度入居者対象にアンケート調査を行うなど、住民ニーズの把握に努めた。 ・南米国籍の入居者が比較的多いため、スペイン語、ポルトガル語の通訳のできる者を常勤雇用して、入居者との意思疎通を図った。 ・施設修繕、管理においては、一般競争入札の導入や施工監理の適正化などに取り組み、コスト削減に努めた。 					

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価> (概要)

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 〈中勢・伊賀ブロック〉				三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 〈南勢ブロック〉							
指定管理者の名称	伊賀南部不動産事業協同組合				三重県南勢地区管理事業共同体							
指定の期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日				平成22年4月1日～平成26年3月31日							
評価項目	H21		H22		H23		H22		H23		H24	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	A		A		A		A		A		A	
施設の利用状況	B		B		B		B		B		B	
成果目標及びその実績	A		A		A		A		A		A	
	H24		H25		/		H25		/			
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価			指定管理者の自己評価	県の評価				
管理業務の実施状況	A		A				A					
施設の利用状況	B		B				B					
成果目標及びその実績	A		A		A		A					
指定期間全体の県の総括評価	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書、指定管理契約に基づき、着実に業務を実施し、成果目標である「建物等の点検確認(毎月2回以上)」及び「迅速かつ誠実な対応(1時間以内)」を全期間を通じて達成した。 ・サービス向上の観点から、毎年度入居者対象にアンケート調査を行うなど、住民ニーズの把握に努めた。 ・必要に応じて通訳を雇い入れ、外国人入居者との意思疎通を図った。 ・施設修繕、管理においては、一般競争入札の導入や施工監理の適正化などに取り組み、コスト削減に努めた。 				<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書、指定管理契約に基づき、着実に業務を実施し、成果目標である「建物等の点検確認(毎月2回以上)」及び「迅速かつ誠実な対応(1時間以内)」を全期間を通じて達成した。 ・サービス向上の観点から、毎年度入居者対象にアンケート調査を行うなど、住民ニーズの把握に努めた。 ・施設修繕、管理においては、一般競争入札の導入や施工監理の適正化などに取り組み、コスト削減に努めた。 							

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価> (概要)

施設の名称	三重県営住宅<東紀州ブロック>					
指定管理者の名称	三重県南勢地区管理事業共同体					
指定の期間	平成22年4月1日～平成26年3月31日					
評価項目	H22		H23		H24	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	A		A		A	
施設の利用状況	A		A		A	—
成果目標及びその実績	A		A		A	
	H25		/			
	指定管理者の自己評価	県の評価				
管理業務の実施状況	A					
施設の利用状況	A	—				
成果目標及びその実績	A					
指定期間全体の県の総括評価	<p>・業務仕様書、指定管理契約に基づき、着実に業務を実施し、成果目標である「建物等の点検確認(毎月2回以上)」及び「迅速かつ誠実な対応(1時間以内)」を全期間を通じて達成した。</p> <p>・サービス向上の観点から、毎年度入居者対象にアンケート調査を行うなど、住民ニーズの把握に努めた。</p> <p>・施設修繕、管理においては、一般競争入札の導入や施工監理の適正化などに取り組み、コスト削減に努めた。</p> <p>・平成23年の紀伊半島大水害の際には、被災状況の把握に努め、熊野市での断水発生時には、救援物資として飲料水の配給を行った。</p>					

審議会等の審議状況（平成26年6月3日～平成26年9月15日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成26年8月12日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 他7名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業再評価実施事業 ○林道事業 ・経ヶ峰線 ・浅谷越線
5 調査審議結果	事業継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	平成26年8月5日
3 委員	会長 藤田 素弘 委員 朝日 幸代 他20名
4 諮問事項	1 松阪都市計画道路の変更 ○延長・名称変更 田村下村線 他3路線 2 津都市計画区域区分の変更 ○市街化区域編入 城山一丁目地区 他1地区 ○市街化調整区域編入 高茶屋三丁目地区 3 その他 ○三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）の策定及び 小委員会の設置
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	